

第 2 期
椎葉村地域福祉計画
椎葉村地域福祉活動計画



令和 4 年 3 月

椎葉村
椎葉村社会福祉協議会

ごあいさつ

椎葉村では、2017年度から2021年度までの5年を1期とした「椎葉村地域福祉計画」を策定しました。この中で、「みんなの住んでいるこの村を、みんなの幸せのために、地域で支え合いつながっていくしくみをつくろう」を基本理念とし、地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の課題解決に向けた取り組みを進めてきました。

今回、2期目となる本計画においては、前期計画の基本理念を踏襲することで、「自助」「互助」「共助」「公助」について再認識するとともに、多様化・複雑化する地域の抱える課題を一体的かつ重層的に支援していくという「重層的支援体制」の構築を視野に入れながら地域福祉の推進を図って参ります。

計画の実施につきましては、椎葉村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し進めて参りますが、目標達成には村民の皆様が地域福祉活動への参加や支え合いが重要だと考えます。

村民誰もが安心して安全に暮らすことのできる村づくりのために、村民の皆様をはじめ関係機関・団体の方々の一層のご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の調査にご協力をいただき貴重なご意見をくださいました村民の皆様、また計画策定にあたりご尽力いただきました椎葉村地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

椎葉村長 黒木 保隆

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的	2
2. 地域福祉計画とは	3
3. 地域福祉の推進のために	4
4. 地域福祉に関する国の動向	5
5. 計画の法的な位置づけ	7
6. 計画期間	7
7. 計画の策定方法	7
8. 他計画との関係	8
9. 地域福祉を推進するうえでの「圏域」の捉え方	9

第2章 椎葉村の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データからみる椎葉村の状況	12
2. アンケート調査結果概要	16
3. 調査結果からみた地域を取り巻く現状と課題	25

第3章 計画の基本的理念

1. 椎葉村の現状からみる計画策定の視点	28
2. 施策の体系	30
3. 重層的支援体制整備事業の創設について	31

第4章 施策の展開

基本方針1 全ての人を支え合える地域づくり	34
基本方針2 適切な支援につなぐ仕組みづくり	40
基本方針3 安全で安心して暮らせる地域づくり	44
計画の取組指標	50

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	54
2. 計画の進行管理	54

資料編	55
-----------	----

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域で活動を行う団体、行政機関等が互いに協力することで、日常生活を送るうえでの不安や困りごとを地域で解決に導くことです。

地域福祉の推進にあたっては、地域で生活する住民一人ひとりの努力(自助)、地域で生活する人々が協力・協働して行う日常的な生活支援活動(互助)、社会保険のような制度化された相互扶助(共助)、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供(公助)が相互に連携し、地域の中で一体的、複合的に機能する必要があります。

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支えあい等の機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障がい者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050問題[※]、ダブルケア、虐待等)がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組みが求められています。

椎葉村(以下「本村」という)では、平成29年3月に「みんなの住んでいるこの村を、みんなの幸せのために、地域で支え合い つながっていくしくみをつくろう」を基本理念として、「椎葉村地域福祉計画」を策定し、「地域の助けあいによる福祉(地域福祉)」の推進を図るとともに、地域福祉課題解決に向けた取組みを進めてきました。

今回の「第2期椎葉村地域福祉計画・椎葉村地域福祉活動計画」(以下「本計画」という)は、社会福祉法第107条に基づいて策定し、地域住民が相互に尊重し合いながら参加する「地域共生社会の実現」を目指すものとしています。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができる「重層的支援体制」の構築を視野にいたった計画づくりを進める必要があります。

本計画では、引き続き、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本とし、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的とします。

※8050問題：高齢の親とその子どもの世帯が、収入が途絶えたり、病気や介護が必要な状態になるなど複合的な課題を抱えることで、孤立・困窮してしまうという問題。「80歳代の親と50歳代の引きこもりの子どもが同居している」といった状況から呼ばれている。

2. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本として、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」を目指し「理念」と「しくみづくり」を定めた計画です。

「地域福祉計画」は、住民・福祉団体・福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いの力を合わせる関係をつくり、住民のボランティア活動、関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもとで「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが求められる計画です。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

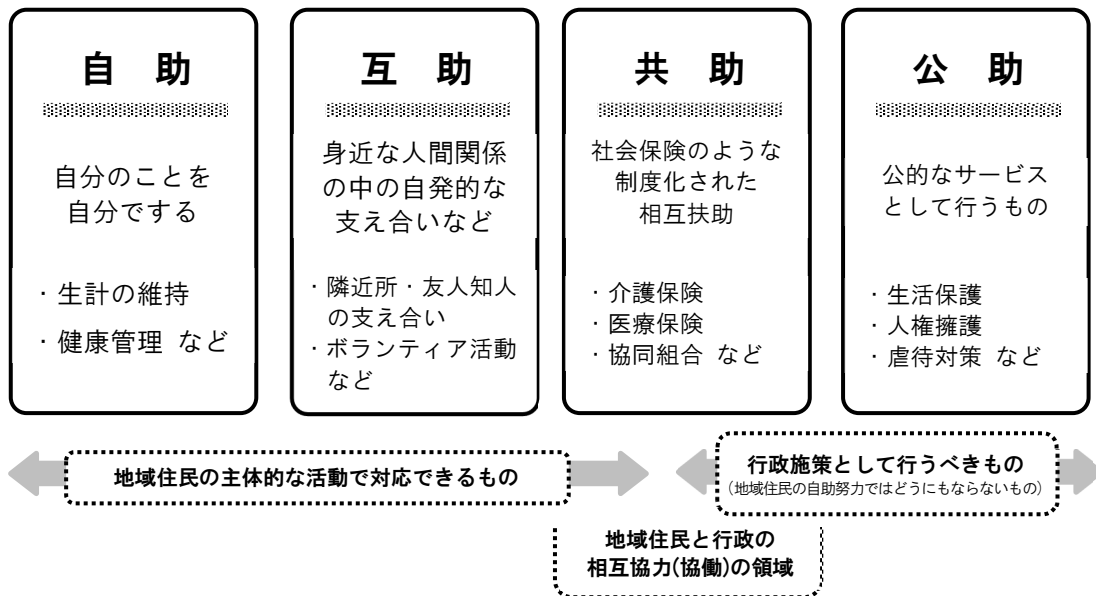
第107条 （市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3. 地域福祉の推進のために

地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を地域の实情にあった形でバランスよく適切に機能させ、住民や関係機関・各種団体、行政などが連携を図ることが重要です。一人ひとりの自助を基礎としながらお互いの自助を支える互助、自助・互助を第三者の立場から支えバランスを保つ共助、対応が難しい課題に対し、公的な判断から支える公助というように、一人ひとりの自助努力を維持していくために、互助・共助・公助がどうあるべきか、地域の状況を考慮しながら考えていくことが重要です。



4. 地域福祉に関する国の動向

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉のいわゆる福祉3分野においては、様々な法改正などが行われています。また、福祉3分野以外においても、地域福祉に関する法整備が行われています。主な国の動向は以下のとおりです。

(1) 地域福祉分野

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成29年に掲げ、その具体化に向け、平成30年4月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革を進めています。

さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

(2) 高齢者福祉（介護）分野

介護保険法の改正などにより、第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）では、団塊の世代のすべてが後期高齢者[※]になる令和7年、さらには全国的に現役世代が急減する令和22年の姿を念頭におき、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることとされています。

特に、介護予防・生活支援については、地域の多様な主体による取組みが求められています。また、認知症対策についても地域全体での支援体制が重要となっています。

※後期高齢者：75歳以上の人の高齢者

(3) 障がい者福祉分野

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、合理的配慮の促進が義務づけられるなど、国内外問わず差別解消のための強力な取組みが進められています。

また、近年では、障がいのある人が社会に参画し、活躍できる社会をつくるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたほか、平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

(4) 子ども・子育て支援（児童福祉）分野

令和元年の国民基礎調査によると、平成30年時点の子どもの貧困率は13.5%となっており、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあると発表されています。令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築を目指して、様々な子どもの貧困対策が講じられています。

また、令和3年に内閣府より公表された、第3次の「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者が誰一人取り残されず、家庭・学校・地域等において安心できる居場所を多く持ちながら成長・活躍できる社会の実現の必要性が示されています。

(5) 災害時支援分野

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和3年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

(6) 生活困窮者[※]への支援

平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の措置が規定されました。生活困窮の問題は、複合的な要因が関わる場合も多いことから、平成30年10月施行の改正生活困窮者自立支援法では、包括的・早期的な支援の強化等が示されました。

※生活困窮者：生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。生活保護対象者、又は現在は生活保護を受けてはいないが、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めています。

5. 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する」計画です。

「地域福祉活動計画」は住民や地域、ボランティア団体や福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

さらに、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月）の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとし、本村における福祉施策の総合的な計画として策定します。

6. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

7. 計画の策定方法

(1) 一般住民アンケートの実施

住民の中から1,000名を無作為に抽出し、住民アンケートを実施しました。

(2) 関係団体ヒアリングの実施

村内の地域福祉に関わる団体及び事業所にシート配布でのヒアリングを実施しました。

(3) 策定委員会の実施

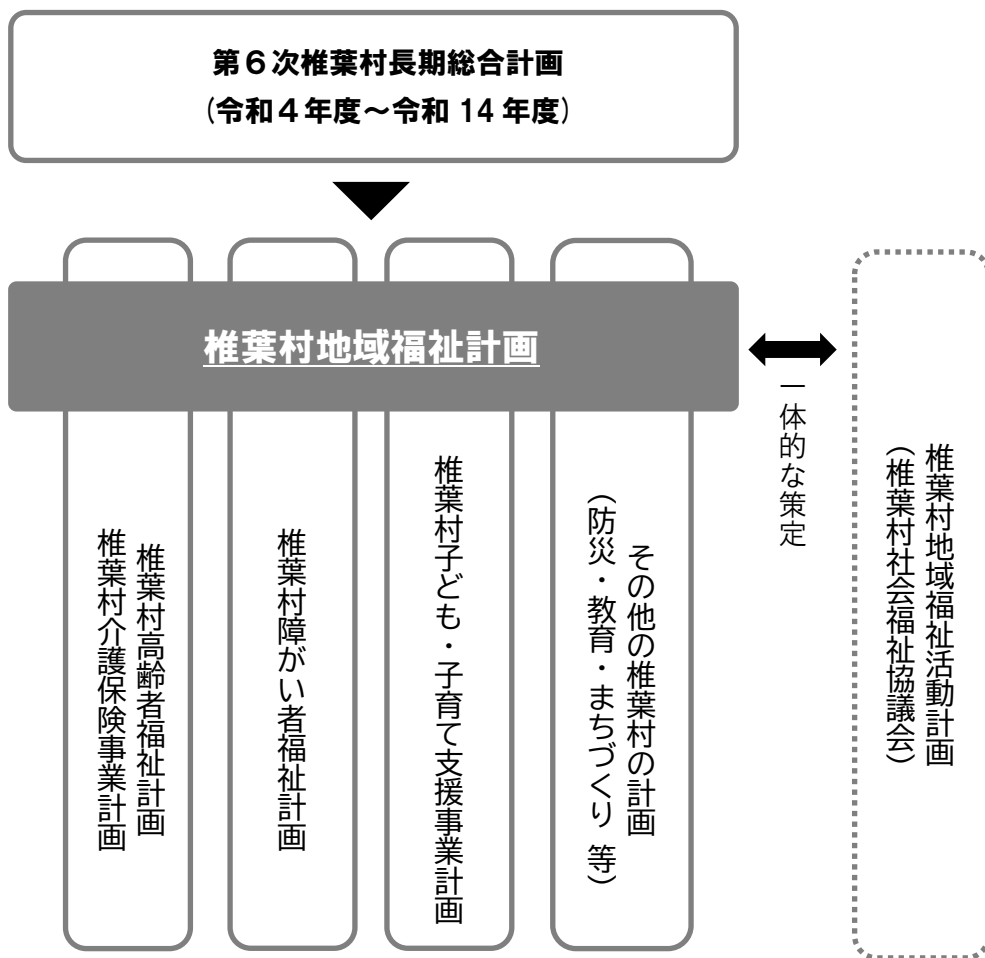
学識経験者、関係団体の代表者、公募委員などで組織する「椎葉村地域福祉計画策定委員会」を4回開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映します。

(4) パブリックコメントの実施

地域住民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施し、住民の意見の反映に努めます。

8. 他計画との関係

本計画は本村の最上位計画「第6次椎葉村長期総合計画」の保健・福祉分野における計画として位置づけられています。また、各福祉分野計画の上位計画となるものであり、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら整合性と連携を確保して策定します。また、本村と椎葉村社会福祉協議会(以下、「村社協」という。)を中心として、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や共同の在り方を明確にした実効性のある計画としていくため、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と民間の活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものとします。



9. 地域福祉を推進するうえでの「圏域」の捉え方

地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即したきめ細かい配慮が必要になります。

地域福祉活動は、そのような課題が見える小さな圏域を単位として行われることが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有し、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につながります。

本計画では、地域福祉を進めるうえでの圏域を次のように考え、圏域ごとの機能を明確化することで、それぞれの特性を活かした活動を展開します。

【地域福祉を推進するうえでの「圏域」の概念図】



第2章 椎葉村の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データからみる椎葉村の状況

(1) 年齢区分別人口の推移

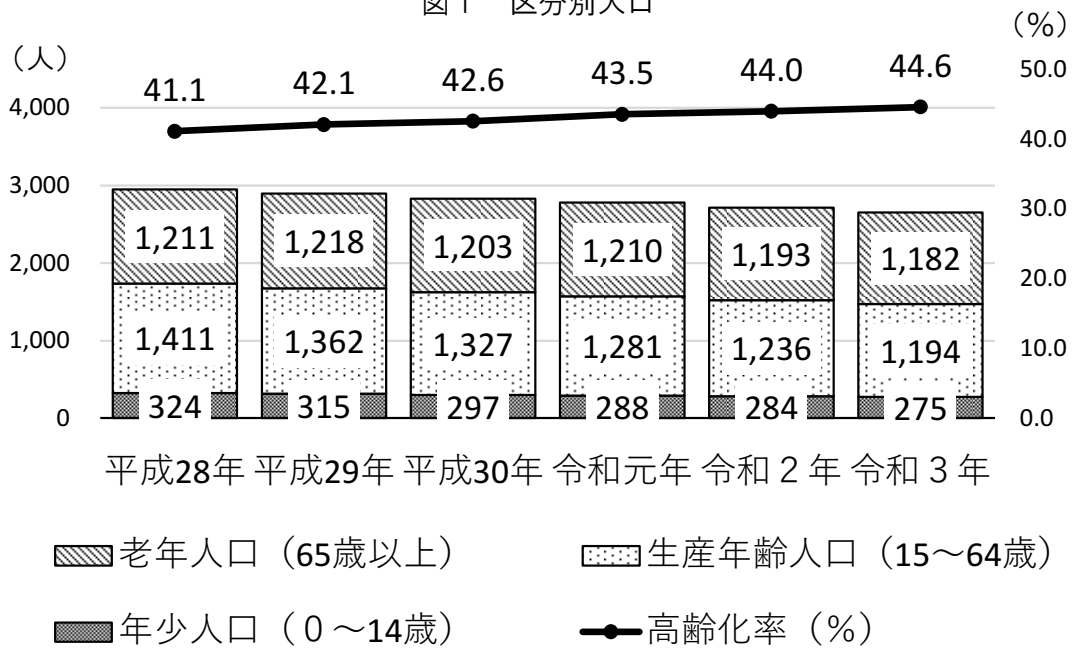
本村の総人口は、平成28年以降の6年間で年々減少傾向です。特に、生産年齢人口の減少が顕著です。

表1 区分別人口 (単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
年少人口 (0～14歳)	324	315	297	288	284	275
生産年齢人口 (15～64歳)	1,411	1,362	1,327	1,281	1,236	1,194
老年人口 (65歳以上)	1,211	1,218	1,203	1,210	1,193	1,182
総人口	2,946	2,895	2,827	2,779	2,713	2,651

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図1 区分別人口



(2) 高齢者の推移

本村の高齢者人口は、平成 28 年の 1,211 人から令和 3 年の 1,182 人と減少傾向にあります。高齢化率は年々増加傾向となっていますが後期高齢者率は平成 29 年を境に減少傾向にあります。

表 2 高齢者^{※1}人口・後期高齢者^{※2}人口の推移 (単位：人，%)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
高齢者人口 ^{※1}	1,211	1,218	1,203	1,210	1,193	1,182
後期高齢者人口 ^{※2}	782	782	755	738	704	690
高齢化率 ^{※3}	41.1	42.1	42.6	43.5	44.0	44.6
後期高齢者率 ^{※4}	26.5	27.0	26.7	26.6	25.9	26.0

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

※1 高齢者 : 65 歳以上の者
 ※2 後期高齢者 : 75 歳以上の者

※3 高齢化率 : 65 歳以上の人口が総人口に占める割合のこと
 ※4 後期高齢者率 : 75 歳以上の人口が総人口に占める割合のこと

本村の一般世帯数（施設などの世帯を除いた世帯数）は、平成 12 年から平成 27 年に至るまで減少傾向です。また、高齢者のいる世帯は平成 17 年には増加しましたが平成 22 年からは減少しています。しかし、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯においては増加傾向となっています。

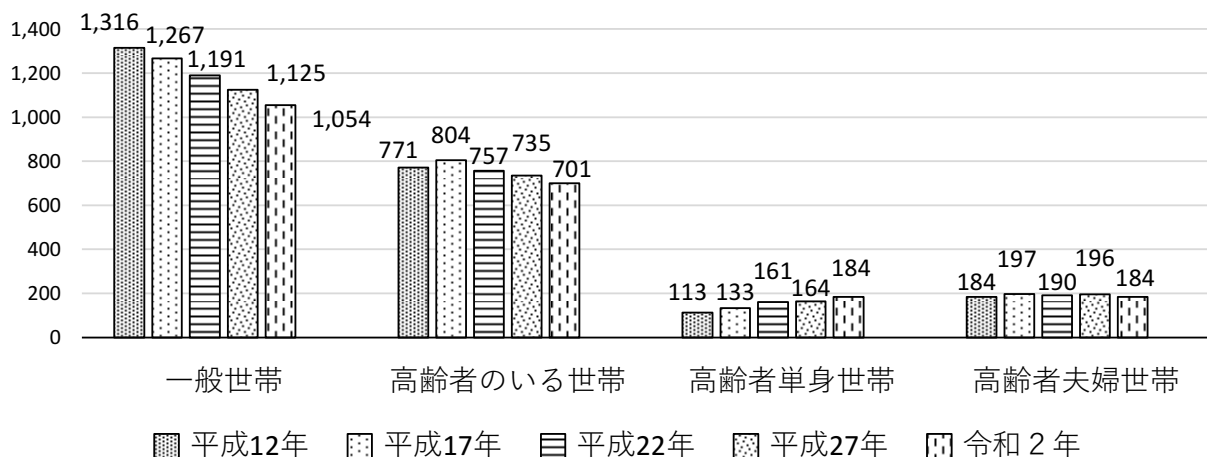
表 3 高齢者世帯の状況 (単位：世帯)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	1,316	1,267	1,191	1,125	1,054
高齢者のいる世帯	771	804	757	735	701
高齢者単身世帯	113	133	161	164	184
高齢者夫婦世帯	184	197	190	196	184

出典：国勢調査

(世帯)

図 2 高齢者世帯の状況



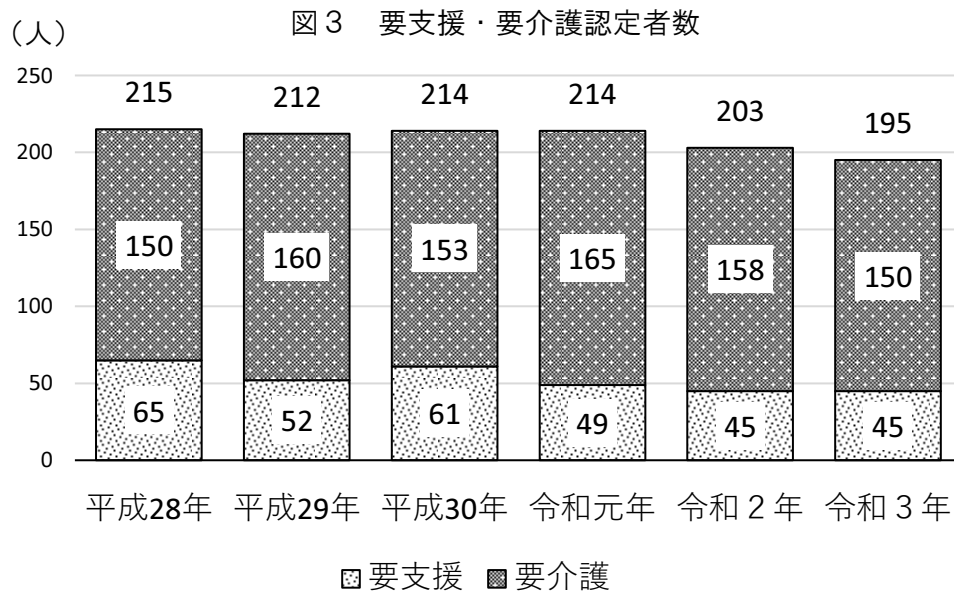
(3) 要支援・要介護認定者の推移

平成28年から令和3年の要支援・要介護認定者の推移をみると、要支援認定者数は減少傾向にあります。要介護認定者数は、増減を繰り返しながらおよそ160人前後で推移しています。高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合は17%前後で推移しています。

表4 要支援・要介護認定者数 (単位：人，%)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要支援計	65	52	61	49	45	45
要介護計	150	160	153	165	158	150
要支援・要介護計	215	212	214	214	203	195
高齢者人口に占める要支援・要介護認定者比	17.8%	17.4%	17.8%	17.7%	17.0%	16.5%

出典：介護保険事業状況報告(各年9月末現在・令和3年のみ5月末時点)



(4) 障害者手帳所持者数

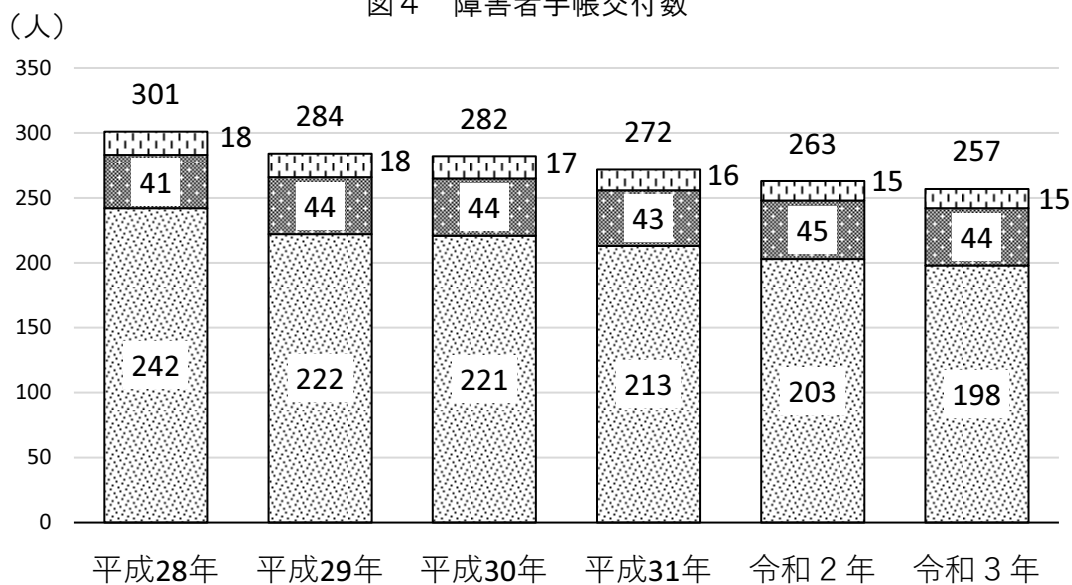
平成28年から令和3年までの障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向です。また、療育手帳所持者数はおおむね横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は微減傾向です。人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、10%前後で推移しています。

表5 障害者手帳交付数 (単位：人, %)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳 所持者数	242	222	221	213	203	198
療育手帳 所持者数	41	44	44	43	45	44
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	18	18	17	16	15	15
障害者手帳 所持者計	301	284	282	272	263	257
人口比	10.2	9.8	10.0	9.8	9.7	9.7

出典：福祉保健課

図4 障害者手帳交付数



身体障害者手帳所持者数

 療育手帳所持者数

 精神障害者保健福祉手帳所持者

2. アンケート調査結果概要

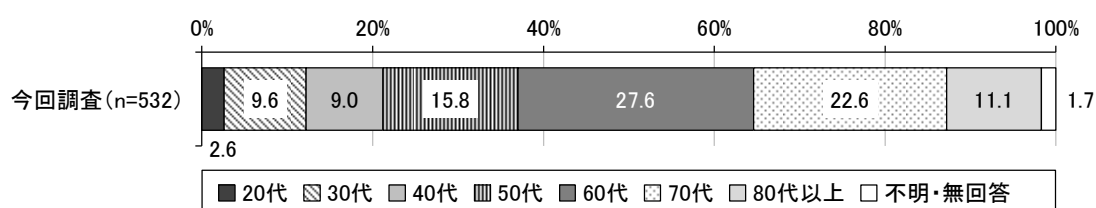
住民アンケート調査は、本計画策定にあたり、地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点などを把握し、計画策定に反映させるとともに、今後の本村の福祉行政を推進するための基礎資料とすることを目的とし実施しました。調査については、住民基本台帳により20歳以上の住民の中から無作為に1,000名を抽出し、個人情報保護のために無記名方式により実施しました。調査方法は、郵送により配布・回収としました。

調査期間：令和3年9月22日(水)～10月6日(水)

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000	532	53.2%

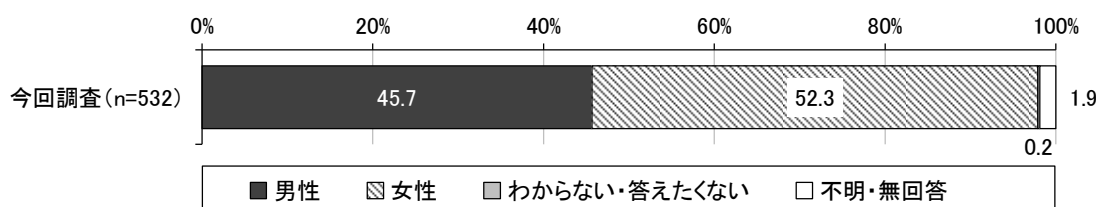
(1) 年代

年代についてみると、「60代」が27.6%と最も高く、次いで「70代」が22.6%、「50代」が15.8%となっています。



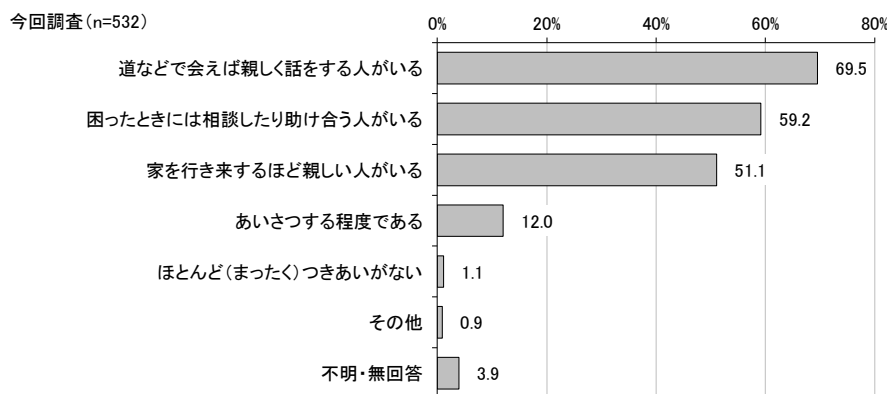
(2) 性別

性別についてみると、「男性」が45.7%、「女性」が52.3%、「わからない・答えたくない」が0.2%となっています。



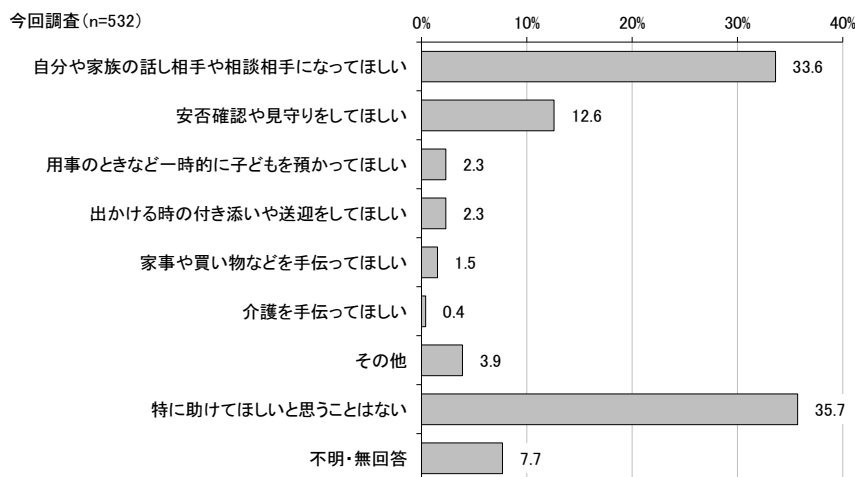
(3) 近所付き合い

近所の人とどの程度の交流があるかについてみると、「道などで会えば親しく話をする人がいる」が69.5%と最も高く、次いで「困ったときには相談したり助け合う人がいる」が59.2%、「家を行き来するほど親しい人がいる」が51.1%と近所の人との交流程度は深くなっています。



(4) 近所の人に助けてほしいこと

生活のなかで困ったとき、近所の人に助けてほしいと思うことがあるかについてみると、「特に助けてほしいと思うことはない」が35.7%と最も高く、次いで「自分や家族の話し相手や相談相手になってほしい」が33.6%、「安否確認や見守りをしてほしい」が12.6%となっています。また、年代別に見ると、「特に助けてほしいと思うことはない」と回答した割合が60代以上で低下していくことがわかります。

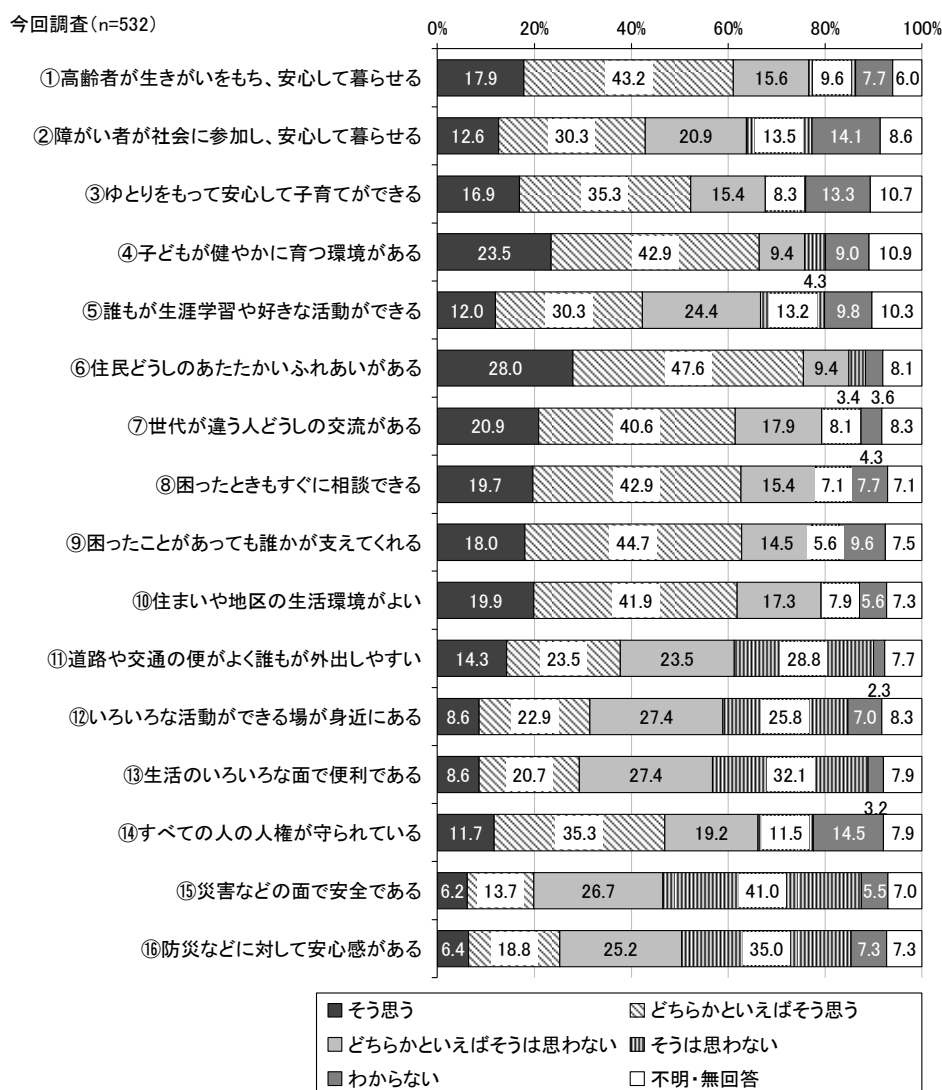


【年代別クロス集計】

単位:%		自分や家族の話し相手や相談相手に なつてほしい	安否確認や見守りをしてほしい	用事するときなど一時的に子どもを預 かってほしい	家事や買い物などを手伝ってほしい	出かける時の付き添いや送迎をして ほしい	介護を手伝ってほしい	その他	特に助けてほしいと思うことはない	不明・無回答
今回調査(n=532)		33.6	12.6	2.3	1.5	2.3	0.4	3.9	35.7	7.7
年代別	20代(n=14)	42.9	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	7.1
	30代(n=51)	19.6	7.8	9.8	0.0	0.0	0.0	2.0	51.0	9.8
	40代(n=48)	31.3	16.7	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	35.4	4.2
	50代(n=84)	34.5	10.7	1.2	0.0	0.0	0.0	4.8	42.9	6.0
	60代(n=147)	37.4	11.6	0.0	2.0	0.7	0.7	4.1	38.1	5.4
	70代(n=120)	35.0	16.7	0.0	0.8	4.2	0.0	5.0	28.3	10.0
	80代以上(n=59)	32.2	11.9	0.0	6.8	10.2	1.7	6.8	20.3	10.2

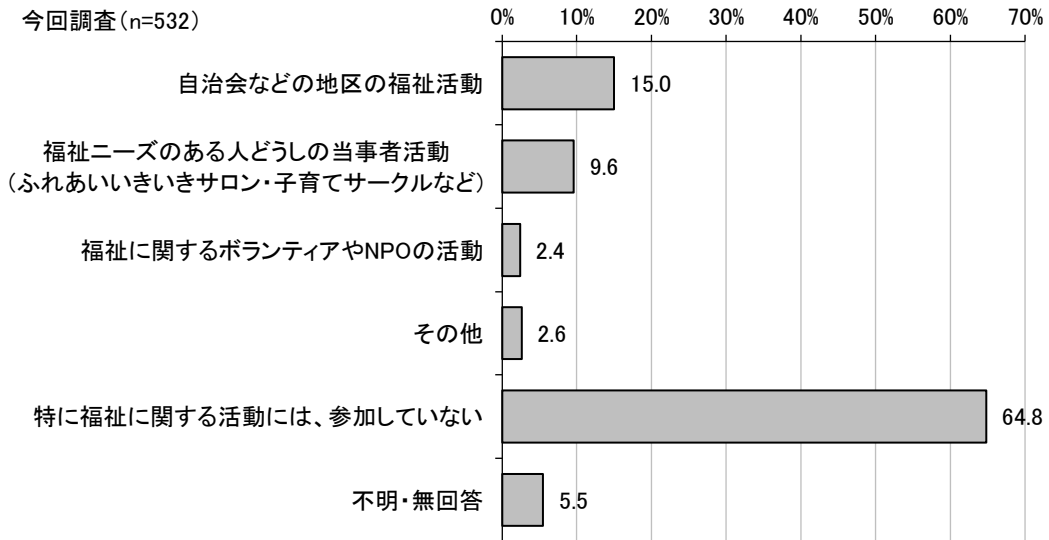
(5) 暮らしに関することについて、どのように感じているか

下記の暮らしに関することについて、どのように感じているかについてみると、『そう思う計（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）』の割合が、「⑥住民どうしのあたたかいふれあいがある」では7割台半ば、「①高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる」「④子どもが健やかに育つ環境がある」「⑦世代が違う人どうしの交流がある」「⑧困ったときもすぐに相談できる」「⑨困ったことがあっても誰かが支えてくれる」「⑩住まいや地区の生活環境がよい」では6割台となっています。一方で『そうは思わない計（「どちらかといえばそうは思わない」と「そうは思わない」の計）』の割合が、「⑮災害などの面で安全である」「⑯防災などに対して安心感がある」では6割台となっています。



(6) 福祉に関する活動への参加

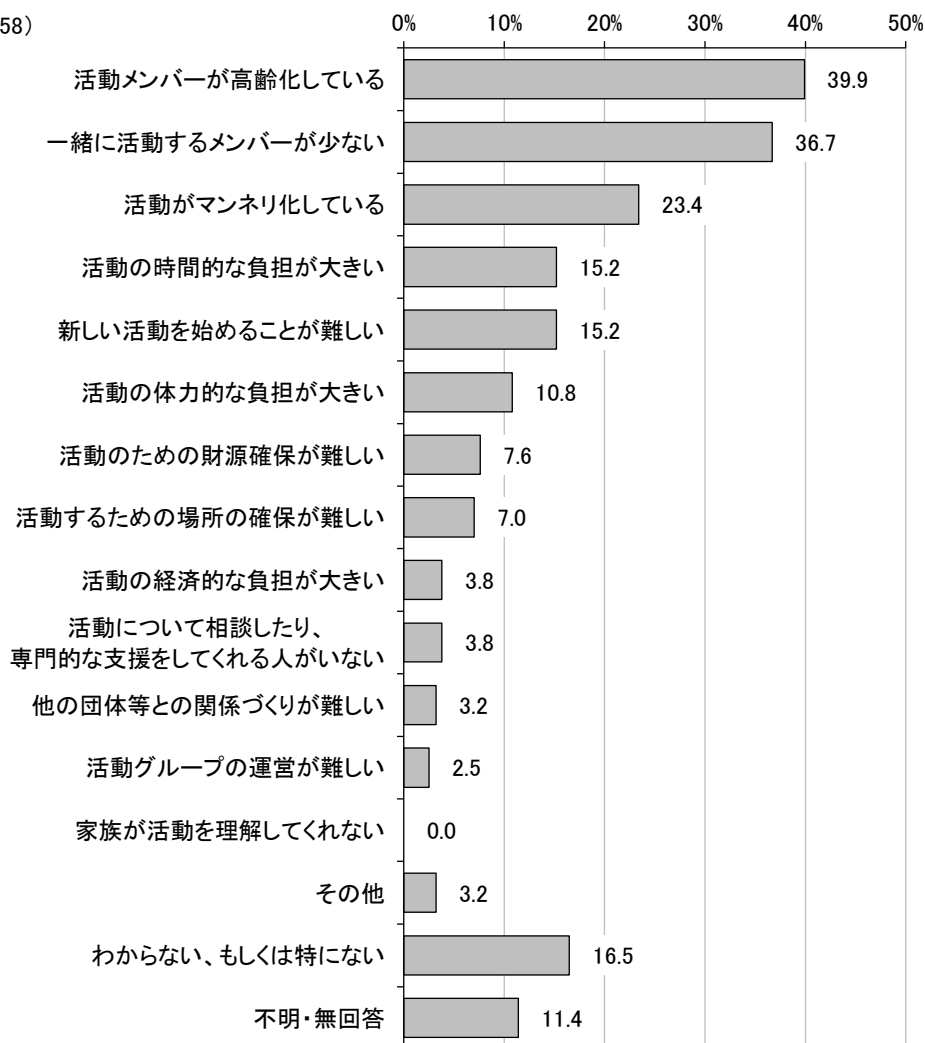
福祉に関する下記のような活動に参加しているかについてみると、「特に福祉に関する活動には、参加していない」が64.8%と最も高く、次いで「自治会などの地区の福祉活動」が15.0%、「福祉ニーズのある人どうしの当事者活動(ふれあいいいききサロン・子育てサークルなど)」が9.6%となっています。



(7) 福祉の活動をするうえで、困っていること

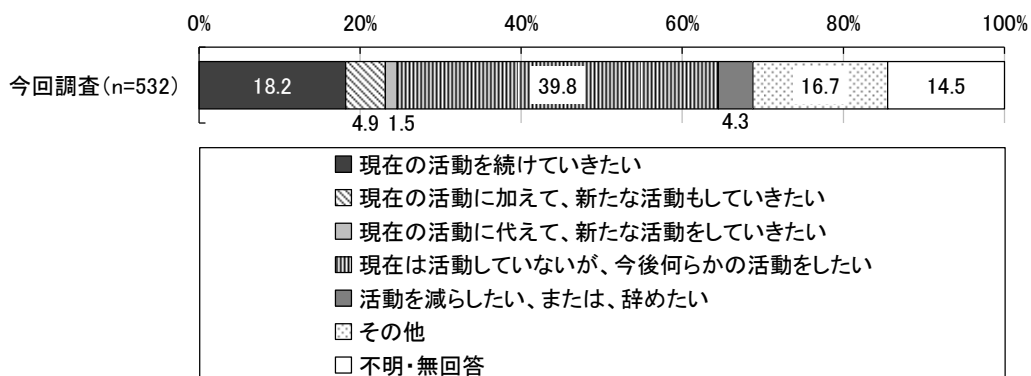
福祉の活動をするうえで、困っていることについてみると、「活動メンバーが高齢化している」が39.9%と最も高く、次いで「一緒に活動するメンバーが少ない」が36.7%、「活動がマンネリ化している」が23.4%となっています。

今回調査 (n=158)



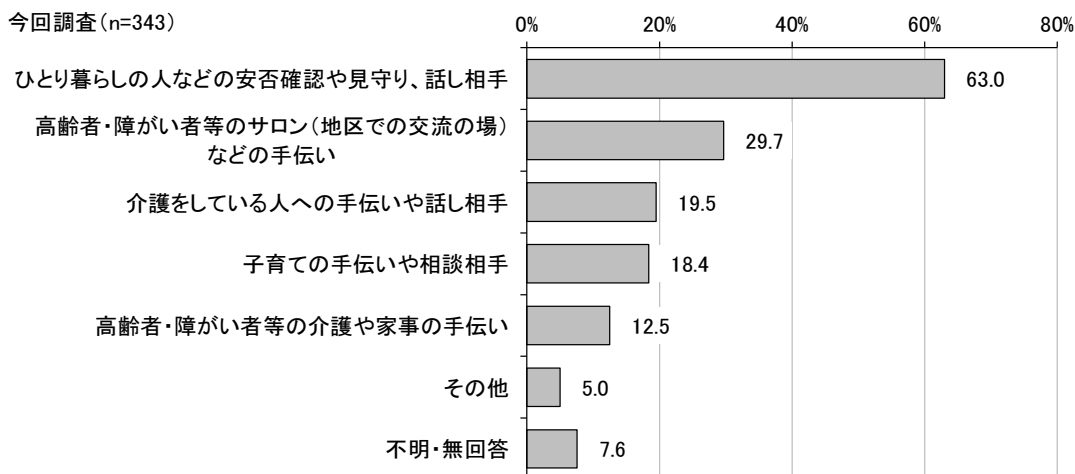
(8) 今後、福祉に関する活動をしたい（または続けたい）と思うか

今後、福祉に関する活動をしたいかについてみると、「現在は活動していないが、今後何らかの活動をしたい」が39.8%と最も高く、次いで「現在の活動を続けていきたい」が18.2%となっています。



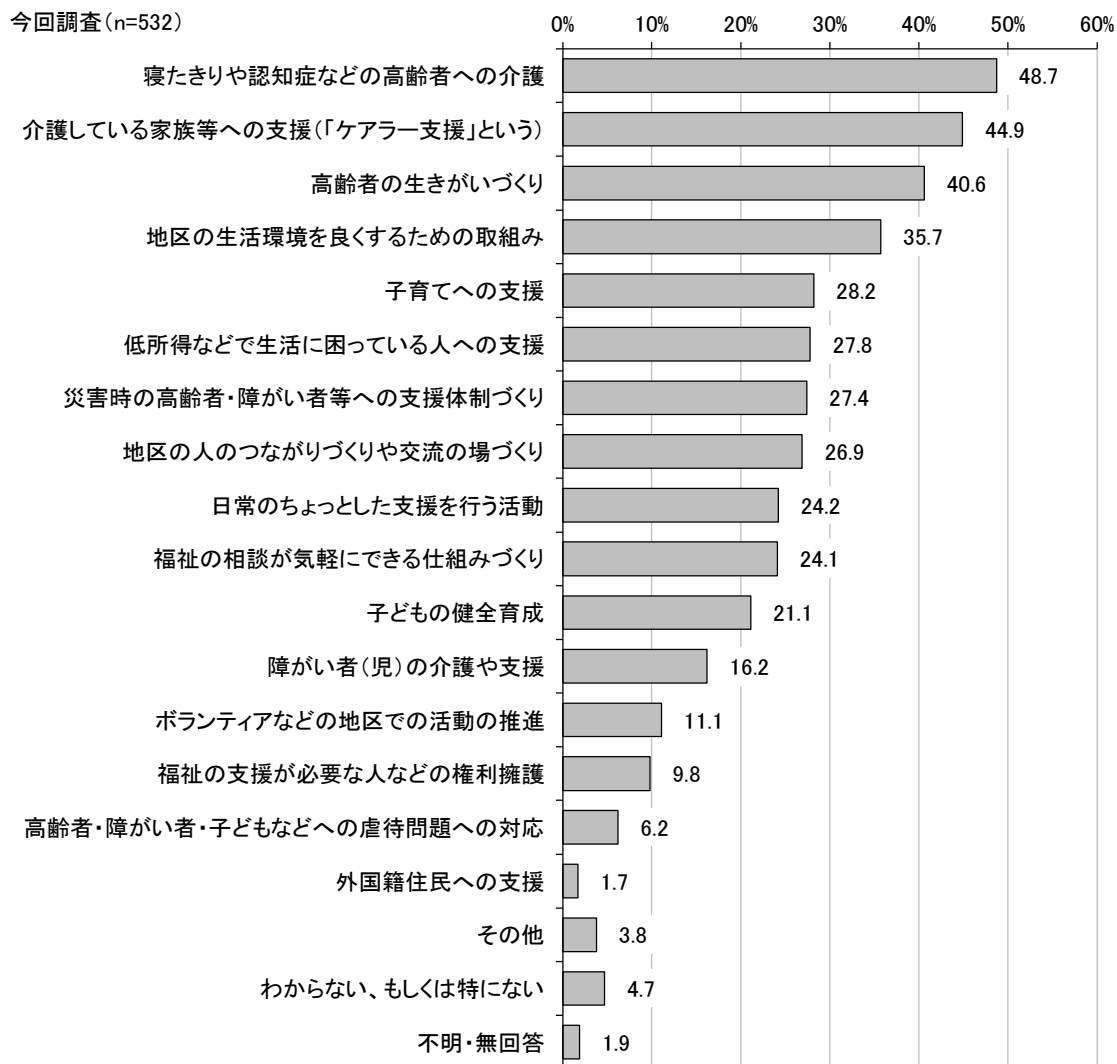
(9) 今後、どのような福祉の活動をしたいと思うか

今後、どのような福祉の活動をしたいかについてみると、「ひとり暮らしの人などの安否確認や見守り、話し相手」が63.0%と最も高く、次いで「高齢者・障がい者等のサロン（地区での交流の場）などの手伝い」が29.7%、「介護をしている人への手伝いや話し相手」が19.5%となっています。



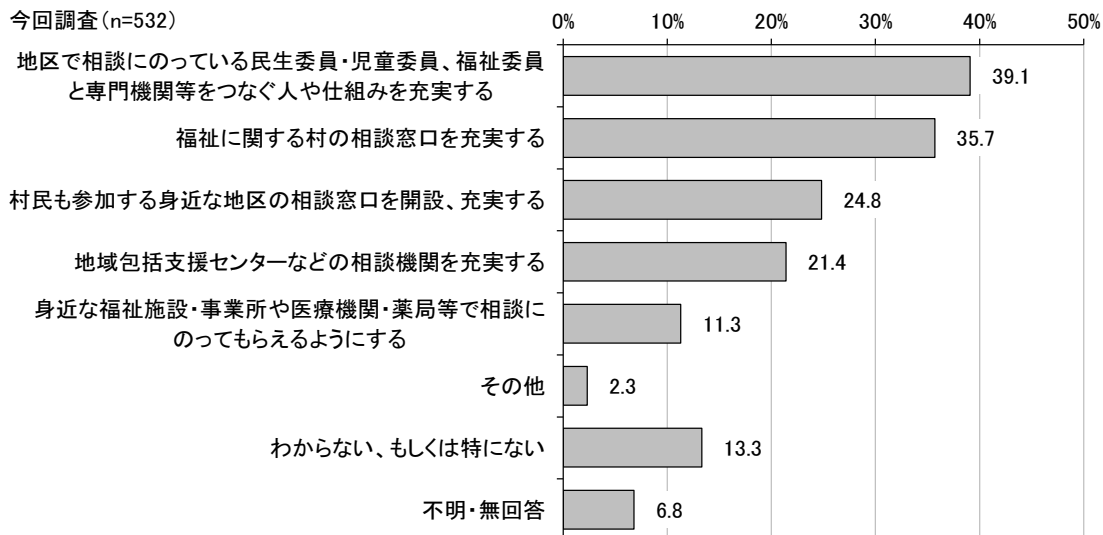
(10) 今後おおむね5年間で、特に力を入れて取り組んでいく必要があること

特に力を入れて取り組んでいく必要があることについてみると、「寝たきりや認知症などの高齢者への介護」が48.7%と最も高く、次いで「介護している家族等への支援（「ケアラー支援」という）」が44.9%、「高齢者の生きがいづくり」が40.6%となっています。



(11) 福祉に関していっそう相談しやすくするために、必要な取組み

住民が福祉に関していっそう相談しやすくするために、必要な取組みについてみると、「地区で相談にのっている民生委員・児童委員、福祉委員と専門機関等をつなぐ人や仕組みを充実する」が39.1%と最も高く、次いで「福祉に関する村の相談窓口を充実する」が35.7%、「村民も参加する身近な地区の相談窓口を開設、充実する」が24.8%となっています。



3. 調査結果からみた地域を取り巻く現状と課題

(1) 地域コミュニティの維持と強化

全国的にライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域内での関係が希薄化する中、本村においては地域内の結びつきが強く、アンケート結果でも「困ったときには相談したり助け合う人がいる」「家を行き来するほど親しい人がいる」の回答も半数を超えており、団体等の活動よりも小さな規模で、住民一人ひとりが周囲を思いやる関係性が築かれています。しかし、人口減少や少子高齢化の進行により、将来的に住民同士の支え合いの関係性が希薄化し、地域力の低下につながっていくことも考えられます。現在まで築かれている住民同士の支え合いの関係性を維持していくために、多世代が交流し、生きがいを持てるような機会づくりや住民一人ひとりの意識啓発が必要です。また、地域内のコミュニティを基本としつつも、包括的な支援を行っていくために住民・行政・社会福祉協議会・関係団体等の多様な主体がつながりをもつことが重要です。

(2) 福祉を支える担い手の確保と育成

アンケート調査では、福祉に関する活動へ参加していると回答した割合は少なくなっており、活動するうえでも、活動メンバーの減少や高齢化、マンネリ化といった課題があげられています。一方で福祉に関する活動を「活動を続けたい」「活動をしたい」と回答した割合が半数を超えていることから、活動をしていない住民でも活動意欲は高いといえます。アンケート調査において、近所の人に助けてほしいと思うことでは「自分や家族の話し相手や相談相手になってほしい」が、今後したい福祉の活動については「ひとり暮らしの人などの安否確認や見守り、話し相手」と回答した割合が最も高くなっていることから、今後意欲ある住民を身近な活動をはじめとして実際の行動へとつなげ、地域の担い手となれるよう取組みを進めていくことが必要です。

(3) 多様化・複雑化する課題に対応できる仕組みづくり

アンケート調査において、今後本村で力を入れていく必要があることとして、「寝たきりや認知症などの高齢者への介護」「介護している家族へ等への支援(ケアラー支援という)」と回答した割合が高くなっています。また、関係団体ヒアリングにおいても独居の不安や高齢世帯に対する不安の声が寄せられており、高齢化の進む本村においては、高齢者世帯への生活支援等が一層重要になると考えられます。一方、近年地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者支援だけでなく、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援や権利擁護、虐待防止などの課題への対応が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。

また、アンケート調査において、村の相談窓口の充実や民生委員・児童委員、福祉委員と専門機関との連携、身近な地域での見守りや支援体制の構築を求める回答が多く出ており、関係団体ヒアリングでも、今後連携をより深める必要がある組織として、自治会や保護者会、民生委員・児童委員や社会福祉協議会といった様々な地域の主体が挙げられました。行政・地域活動団体・関係機関が連携して生活課題を解決する体制を構築していく必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしを守る体制の構築

近年全国的に発生している様々な災害をきっかけに、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されています。本村においても、災害時の支え合いのため、自主防災組織と連携体制を強化しています。アンケート調査では災害発生時や防災への取組みに対して不安を感じている回答が多く出ているだけでなく、関係団体ヒアリングでは地域の団体や機関で支援が必要な人の情報の共有が必要といった声や、災害時における体制を充実していくべきとの声がありました。住み慣れた地域での防災を進めるために、引き続き災害・緊急時に支援を必要とする人の把握や、防災に関する意識啓発・情報提供が必要です。また、見守りの必要な人が、日頃から安心して暮らしていくために、交通安全や防犯に対する意識の向上も図る必要があります。

今後は移動手段が限られた高齢者が増加することが懸念されます。外出できないことにより、運動機能の低下や要介護状態、認知症に陥ってしまうことを抑制するために、村内での生活における利便性の向上やバリアフリー・ユニバーサルデザイン[※]のむらづくりに取組み、すべての人にやさしい村をつくっていくことが重要です。また、将来に備えた成年後見制度の利用促進についても取り組んでいく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指しているのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がい者のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいよう配慮されたデザインのこと。

第3章 計画の基本的理念

1. 椎葉村の現状からみる計画策定の視点

(1) 計画の基本理念

少子高齢化が進む中、住民が安心して暮らすことができ、共に支え合う思いやりのある社会の実現が必要です。そのためには、村の自然、空間、ゆとりを大切に、「自助・互助・共助・公助」を基本としながら、住民、行政、福祉関連事業者などが連携・協働することが大切です。

本村では、前回計画の基本理念「みんなの住んでいるこの村を、みんなの幸せのために、地域で支え合いつながっていくしくみをつくろう」を引き継ぎ、地域福祉の仕組みづくりを目指します。

**みんなの住んでいるこの村を、
みんなの幸せのために、地域で支え合い
つながっていくしくみをつくろう**

(2) 計画の基本方針

本村の現状を鑑みたくえで基本方針を次の3つに設定しました。

基本方針1. すべての人が支え合える地域づくり

本村において受け継がれている「かてーり」のこころは、地域福祉の推進においても非常に重要です。住民へ向け地域福祉の必要性についての周知啓発を進めるとともに、地域における交流機会を提供することで、住民一人ひとりの「かてーり」の心を深めます。また、地域で積極的に福祉活動を行うボランティアや認知症サポーター、各種団体などの担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のできることから参加できる機会を増やします。

基本方針2. 適切な支援につなぐ仕組みづくり

地域の中では、子どもから高齢者、子育て世代や障がいのある方など、様々な方が暮らしており、課題も複雑化・多様化しています。そのため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。また、孤独死やダブルケア、8050問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取組みを進めます。

基本方針3. 安全で安心して暮らせる地域づくり

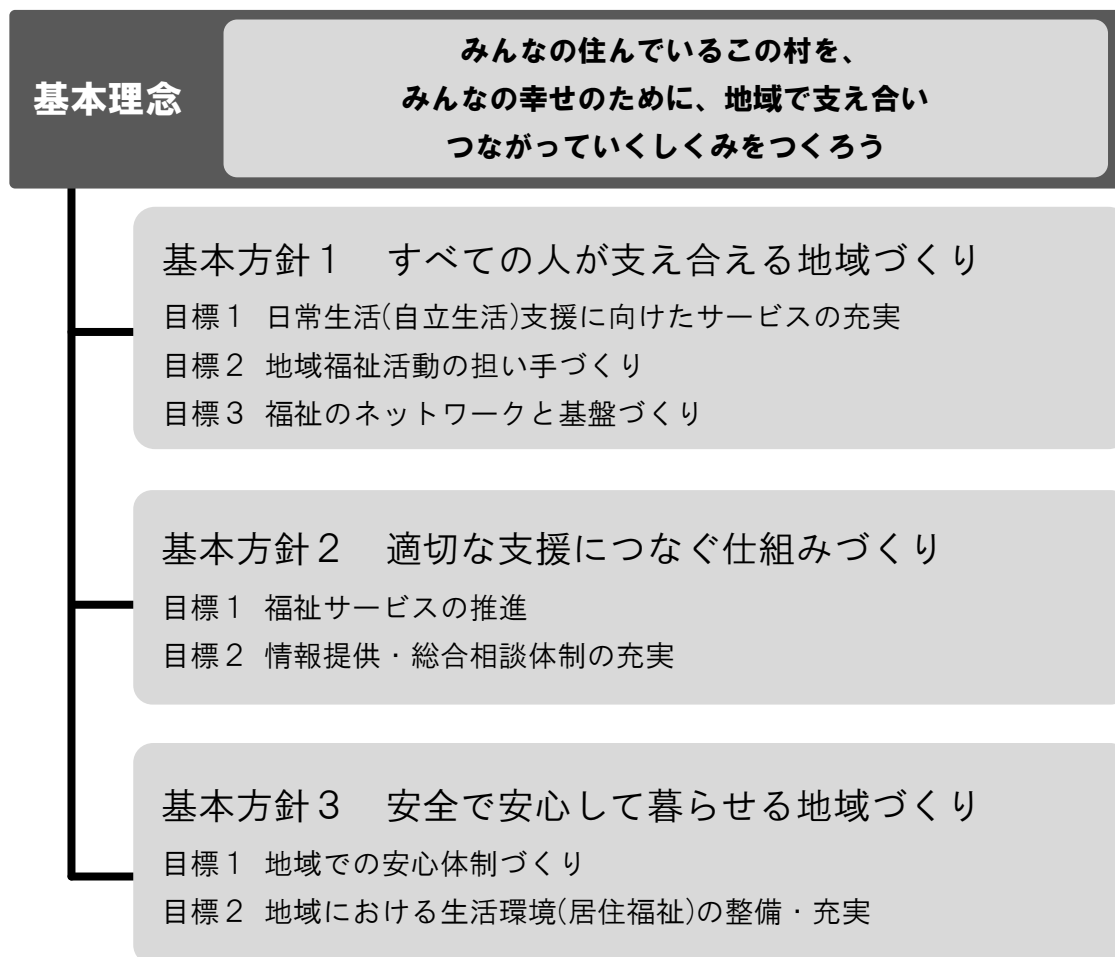
支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくためには、日頃の安全対策や防災・防犯対策等、住民の命を守る取組みが必要不可欠です。地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、住民の成年後見制度への理解を高め、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成を図るとともに、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待防止と早期発見・早期対応の取組みを進めます。

2. 施策の体系

(1) 施策の体系

本計画は、基本理念のもと、3つの基本方針を定め、みんなでもっと支え合う地域づくりを目指します。



(2) 施策の役割分担

基本理念及び基本方針に基づく各取組みについては、自助・互助・共助・公助それぞれの立場から施策を推進していく必要があります。取組みごとに関係する主体（住民、地域、村社協、行政）それぞれの役割分担を示します。

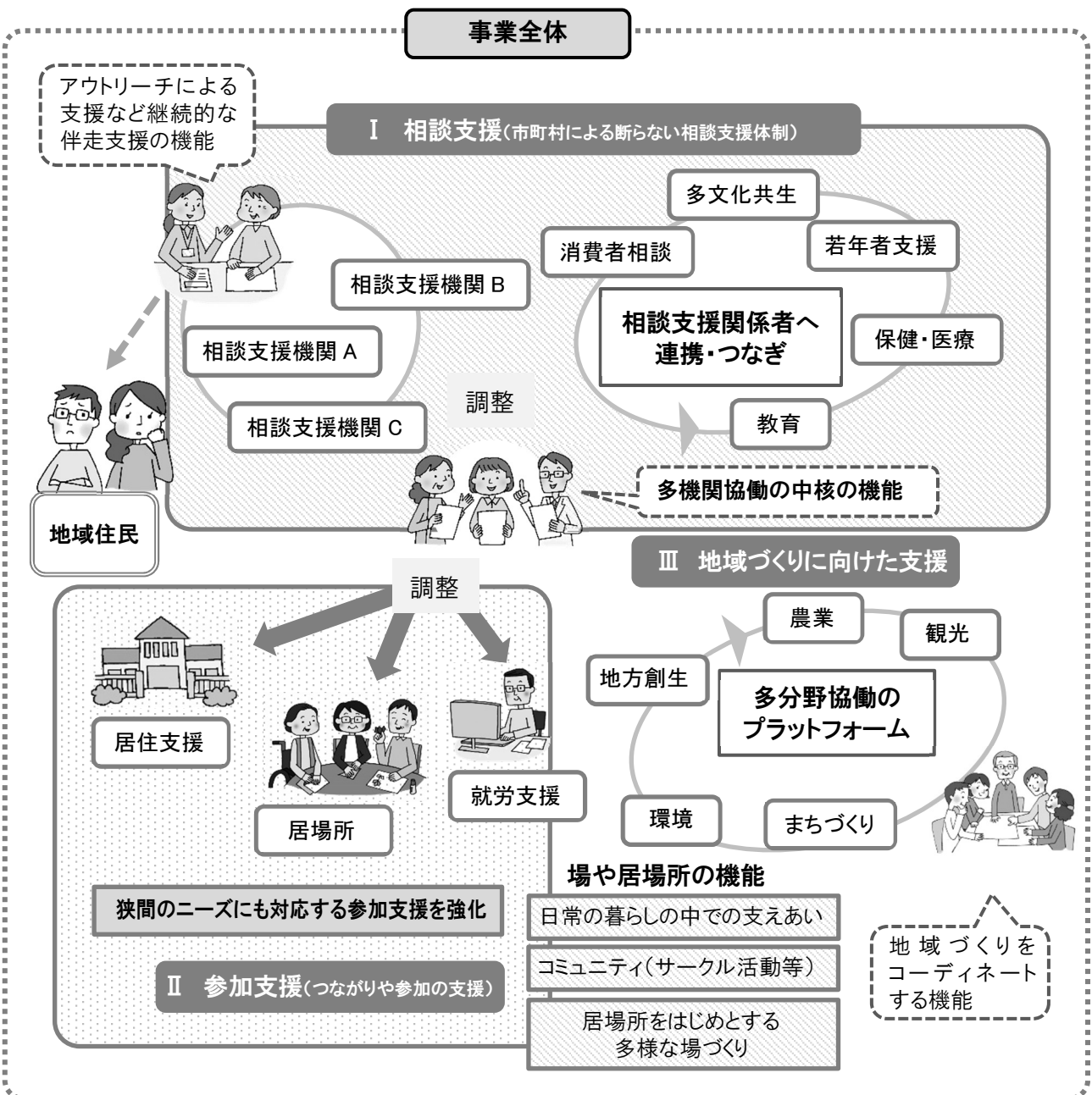
3. 重層的支援体制整備事業の創設について

地域住民の抱える複雑・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっている現状を背景として令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業の創設等について規定されました。

重層的支援体制整備事業は、Ⅰ「相談支援」、Ⅱ「参加支援」、Ⅲ「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものであり、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められています。

本計画では、上記の3つの支援の一体的な展開を視野に入れながら地域福祉の推進を図ります。

■重層的支援体制整備事業について（イメージ）



第4章 施策の展開

基本方針 1 すべての人が支え合える地域づくり

1-1 日常生活(自立生活)支援に向けたサービスの充実

取組みの方針

誰もが住み慣れた地域において健康で自立した生活を継続することは、ひとり暮らし世帯や課題を抱えている人などの地域内での孤立を防ぎ、地域の活力を維持していくために非常に重要です。日頃からの住民主体の健康づくり活動の活性化や就労機会の提供といった誰もが活躍できる機会の提供、地域内での見守り活動等の支援を行うことで地域福祉の意識醸成を進めます。

住民でできること

- 自ら小さな SOS を発信することの重要性をきちんと認識し、困りごとがあれば周囲に相談しましょう。
- 自分にできることから発信したり参加したりするなど、地域力の向上のために取り組みましょう。
- 利用できるサービスを理解し、公的福祉サービスの中で適正に利用しましょう。

地域でできること

- ひとり暮らし高齢者の孤独死を防ぐため、声かけ・見守り活動の充実を目指しましょう。
- 子育て家庭や高齢者及び障がい者（児）とその家族、単身世帯などの困りごとに、地域で助け合うことで解決できることはないか、話し合ひましょう。
- 子どもや高齢者、そして障がい者（児）が自立した生活を営み、社会参加するために、地域ぐるみで支える環境をつくりましょう。

具体的な取組み

交流の場による生きがいづくりの推進

社協の役割

- ひとり暮らし高齢者などの連絡先の情報収集や、情報共有の必要性の啓発に努めます。
- 他世代との交流ができる「ふれあいいきいきサロン」の開催により、健康推進事業やレクリエーションをさらに充実し、閉じこもり防止や健康維持を図ります。
- 地域のサロンやサークルなど、地域での交流の場づくりの活動を支援します。

行政の役割

- 声かけ・見守り活動の充実や日頃からのご近所同士でのコミュニケーションの必要性について啓発を図ります。
- 地域活動やスポーツ活動、サロンなどの開催・運営を支援します。
- 住民が地域の困りごとなどを気軽に話し合ひ、交流を深めることができる機会の充実を図り、地域での居場所の確保に取り組みます。

社協の役割

- 日常生活において住民同士の支え合い活動推進に努めます。

行政の役割

- 公民館、集落支援員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域おこし協力隊との間で、見守りが必要な高齢者等の情報を共有するなど、横断的な支援体制の構築を図ります。
- 子どもから高齢者まで、様々な世代の人が交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- 認知症サポーター養成講座の開催やサポーターが地域の担い手として活躍できる場づくりを進めます。
- キャラバン・メイトのスキルアップを図ります。

社協の役割

- 自立した生活を継続して行うためにサービス利用が望ましいと思われる方に対し、サービス内容を周知し、適切な利用につながるよう支援します。
- シルバー人材センター事業の理念に基づき、個々の希望や能力・体力に応じた就業機会の確保に努め、社会参加による生きがいづくりを支援します。

行政の役割

- 育児休業制度の普及や相談体制及び各種助成制度の利用促進を図り、子育てと仕事の両立支援に努めます。
- シルバー人材センターの活動を支援します。
- 障がい者の雇用や就労を促進するため、民間事業所や商工会などとの連携を強化し、啓発活動の促進や就労移行、就労継続支援に取り組みます。

1-2 地域福祉活動の担い手づくり

取組みの方針

地域における支え合いの推進には、住民一人ひとりの支え合いはもちろん、地域で活動するボランティアや団体、民生委員・児童委員といった意欲的に村内で活動する主体の確保が必要不可欠です。本村においては、住民同士のつながりが深いことや地域活動への活動意欲がある人が多くいることから、ボランティア養成講座や学校における福祉教育を推進することで、住民の福祉意識の醸成を図り、福祉を担う人材の確保・育成に取り組めます。

住民でできること

- 身近な福祉活動やボランティア活動に参加するなど、できることからはじめてみましょう。
- 民生委員・児童委員、地域における福祉活動などのボランティアについての理解を深めましょう。
- ボランティア講座や学習会等に積極的に参加しましょう。

地域でできること

- 民生委員・児童委員、地域で活動する団体は、地域活動の目的や魅力を発信しましょう。
- ボランティア団体の活動を周知し、体験活動の機会を提供しましょう。
- 地域の課題等に対応できる新たなボランティアについて地域で話し合ってみましょう。
- 地域における様々な課題に対応できるよう、地域活動や福祉に関する研修や講座等に参加しましょう。

具体的な取組み

担い手の養成

社協の役割

- 住民に向けて、民生委員・児童委員、地域における福祉活動などの理解を図り、地域のパイプ役として地域活動への参加を促進します。
- 活動意欲のある住民に対し、知識や経験・技術を活かして活躍できるよう、様々な活動の情報提供と参加機会の創出に努めます。
- 住民や団体向けに研修会、出前講座を開催し、人材の育成に努めます。
- 高齢者や障がいのある人への正しい理解を深めるため、学校などにおける総合的な学習や生涯学習の機会を活用した福祉教育を推進します。
- 福祉に関する諸問題について住民が理解を深められるよう、出前講座などのメニューの充実と周知に努めます。

行政の役割

- 地域での支え合いの取組みの推進を目的とした研修を実施するなど、住民の意識高揚・福祉教育の推進が図られる機会を提供することで、担い手育成に努めます。
- 学校や地域における福祉教育を推進し、住民の福祉意識の醸成に努めます。
- 行政職員、村社協職員、民生委員・児童委員、事業所職員等に、県や県社会福祉協議会等が実施する研修への参加を促します。
- 地域福祉活動の担い手の確保・育成に向けた広報や啓発を進めます。
- 福祉サービス事業所や関係機関等と連携をとり、専門職の人材育成や確保の支援に努めます。

ボランティア活動の推進

社協の役割

- 地域活動における協力者やボランティアなどの人材育成に努め、地域・個人のボランティア活動を支援します。
- 地域のニーズに合わせて、登録しているボランティア団体や個人を紹介します。
- 支援の内容、質の向上を図り、助けを必要としている人とボランティア団体をつなげるボランティアセンターの機能の構築に努めます。

行政の役割

- 村広報誌等を活用した周知・啓発を通して住民のボランティア意識を醸成するとともに、ボランティアの推進を行う村社協の活動を支援します。
- 住民・村が共に協働の意義を学ぶ場を提供することにより、住民公益活動と住民協働の一層の促進を図ります。また、民間事業者などの主体的な社会貢献活動を支援します。
- 子育てを手助けしてほしい人と手助けしたい人とのネットワークを構築し、仕事と子育ての両立支援に努めます。

1-3 福祉のネットワークと基盤づくり

取組みの方針

地域で住民が抱える課題が複雑化・多様化していく中で、課題を抱える人を適切な支援につなぐには、これまでの分野ごとの縦割りによる支援だけでなく、高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮、子育て支援、医療等の分野を横断した包括的な支援が必要です。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、様々な主体が連携して、課題を抱える人を支える体制を構築します。

住民でできること

- 地域での情報共有やネットワークの構築が住民の安全を守るための重要な活動であることを理解し、その活動に協力・参加しましょう。
- 地域福祉の向上に向けた講演会や研修会などに積極的に参加しましょう。

地域でできること

- 地域福祉の向上を目的とする講演会などの企画参入や会場の提供に協力しましょう。
- 専門職や関係機関と関わる機会をつくり、情報の共有を進めましょう。
- 地域課題解決のためのネットワークツールの一つとして、「集落支援員」の配置を推進しましょう。

具体的な取組み

福祉ネットワークの構築・支援

社協の役割

- ふれあいいいきサロンを拠点に、地域での支え合いや見守り体制の構築に努めます。
- 各公民館区単位で福祉座談会を開催し、住民自身が地域の福祉課題に気づけるような話し合いの場を設けます。
- サービス利用者や家族とのやりとりを通じて支援を必要とする人の情報を共有し、支援体制の構築に取り組みます。
- 民生委員・児童委員などによる見守り・声かけ、サービス利用時の安否確認を行うなど、孤独死防止対策に取り組みます。

行政の役割

- 様々な関係機関との連携を図りながら見守りが必要な高齢者の情報を共有し、全庁を挙げて支援体制の構築に取り組みます。
- 一つの機関では対応が困難な複雑・多様化した福祉課題を解決できるよう、様々な関係機関と連携した重層的な支援体制の構築に努めます。

地域福祉推進体制の確立

社協の役割

- 地域の福祉課題解決に向けた多分野・多職種による連携・協力体制を構築します。
- 行政と社会福祉協議会のパートナーシップのもとに、きめ細かい地域活動を展開します。

行政の役割

- 地域福祉の中核的な役割を担う民生委員・児童委員との連携を強化し、住民の福祉ニーズに応じた適切な支援につなげます。
- 関係機関とのネットワークの拡大・連携強化により、様々な課題を抱える人に対する相談援助や支援体制を確立します。

基本方針 2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

2-1 福祉サービスの推進

取組みの方針

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくためには、福祉サービスの充実が必要です。また、近年、住民が抱える課題が複雑・多様化していく中で、住民の福祉ニーズに応じた多様なサービスを展開していくことが重要となります。

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切にサービスを提供する体制づくりを進めます。

住民でできること

- 利用するサービスを十分に理解し、適正に利用しましょう。
- 村広報誌等でサービスや相談窓口に関する情報収集に努めましょう。
- 様々な困難的課題を抱える方、地域から孤立し支援が必要と思われる方がいれば、村役場に伝えましょう。
- サービスの問題点などに気が付いた時は積極的に関連窓口へ意見を伝えましょう。

地域でできること

- 登下校の子どもたちの見守りなど身近な場所での付き合いを心がけましょう。
- 地域で開催される講習会等は周囲を誘って参加しましょう。

具体的な取組み

子育て環境の整備
ひとり親家庭福祉の充実

社協の役割

- 活動を通じて得た子育て環境やひとり親家庭福祉に関する地域の問題点・課題点について積極的に関係機関で話し合い、その解決に努めます。
- 子育て世代が相談しやすい体制を整備します。
- 親子の交流、子育て世代同士の交流ができる体験教室等を開催します。

行政の役割

- 多様化する子育てニーズに対応した保育サービス等の提供に努めます。
- ひとり親家庭に対し、的確なニーズ把握を行うとともに、就労・住まい・子育て支援など、総合的な施策の検討・実施に努めます。

社協の役割

- 行政や関係機関と連携し、支援・相談窓口の充実に努めます。
- 活動を通じて得た高齢者・障がい者福祉及び健康づくりに関する地域の問題点・課題点について検討し、その解決に努めます。
- 多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応し、適切な福祉サービスが提供できるよう、関係機関との連携を図りながら福祉サービスの充実に努めます。
- 住民の社会参加を促すための情報提供・環境づくりに努めます。
- 情報収集、職員研修等によりサービスの質の向上を図ります。

行政の役割

- 健康教育や認知症予防等の介護予防教室の充実に努めます。
- 住民参加型の施策の推進にあたっては、本村の日常生活圏域を住民の参加・協力が得られやすい1圏域としての事業を展開します。

社協の役割

- 地域との情報交換や相談窓口での支援を行い、早期介入に努めます。
- アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化に努めます。
- 支援を必要とする人の状況に応じて訪問での実態把握を行うなど、支援内容の充実を検討します。
- 複合的な課題の解決のため、相談内容に応じて支援や制度を組み合わせながら支援を行います。
- 就労の場や日中活動の場、及びその機会を提供します。

行政の役割

- 生活困窮者を早期に発見・把握し、住まいの確保や就労の提供等の必要な支援を行います。
- 関係機関との協働により生活困窮者への迅速な支援につながる新たな施策を検討し、生活困窮者の自立支援体制の強化を図ります。

2-2 情報提供・総合相談体制の充実

取組みの方針

近年、住民が抱える地域生活課題は複雑化・複合化しており、これまでの分野に応じた相談支援だけでは対応が困難な制度の狭間の問題が顕在化しています。この問題を解決するためには、分野にこだわらず課題を受け止める相談窓口の充実や、受け止めた困りごとを適切な支援につなぐ体制づくりが必要です。

そのため、多様な機関との連携を強化し、困りごとを抱える人の様々なニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能の強化を図ります。

また、地域で福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるよう、情報の受け手に即したわかりやすい情報提供や身近な相談窓口の周知を図ります。

住民でできること

- 悩み事は一人で抱え込まず、周囲に相談しましょう。
- 提供される情報などに関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努めましょう。
- 民生委員・児童委員など、身近に相談できる人をつくり、困ったときには相談・連絡ができるようにしましょう。

地域でできること

- 回覧板や村広報誌を利活用して、住民の情報共有に努めましょう。
- 支援を必要とする人に対し、必要に応じて、適切な窓口への案内や紹介を行いましょう。

具体的な取組み

情報提供の充実

社協の役割

- 「社協だより」や福祉座談会を活用し、福祉サービスの情報提供の充実を図るとともに、わかりやすい情報提供に努めます。
- 相談窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につながるよう十分に配慮します。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには訪問を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

行政の役割

- 村広報誌や村ホームページを活用し、相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- 福祉サービスの内容や利用の手続き等の情報をわかりやすくまとめたリーフレット等を作成、配布します。
- 地域の人が集まる機会を活用して情報を発信し、福祉サービスや制度の浸透に努めます。

総合相談体制の充実

社協の役割

- 「社協だより」やホームページ等を活用し、各種相談窓口の周知・利用促進に努めます。
- 複雑・複合化した課題を抱える人を把握し、適切な支援につなぎます。
- 誰もが気軽に相談できるよう、各種相談支援のスキルを高め、相談体制の整備・充実に努めます。
- 窓口を訪れることが難しい人に対して訪問での相談を行うなど、相談支援の充実に努めます。
- 行政や関係機関と連携し、専門性を活かして包括的に支援できる体制づくりに努めます。

行政の役割

- 複雑化する相談や専門性の高い相談に包括的に対応するため、関係機関や団体との連携体制を構築し、支援の充実を図ります。
- 複合的な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口の検討を含めた庁内の部署間の連携を図ります。
- 各種支援機関や相談窓口について、村広報誌やホームページ等を活用し、さらなる周知を図ります。

基本方針3 安全で安心して暮らせる地域づくり

3-1 地域での安心体制づくり

取組みの方針

近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が多発する中、誰もが地域で安心して生活を送るためには、災害に対する地域での事前の備えや、いざというときにお互いに助けあうことができる関係性を日頃から構築しておくことが重要です。特に、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が増加する本村においては、災害時に命を守る支援を強化するため、災害発生時の円滑な避難体制の整備や住民一人ひとりの防災意識の向上が求められます。支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活を送れるよう、日頃の交通安全対策や防犯対策等、住民の命を守る取組みの充実を図ります。

住民でできること

- 緊急時にそなえ、非常時持ち出し品の準備や防災マップ等で避難場所の確認をしましょう。
- 災害時などにおいては互いに協力し合える環境づくりに努めましょう。
- 交通ルールを守りましょう。
- 権利擁護に関する研修会などに参加し、理解を深めましょう。
- 虐待や権利侵害に気付いた場合には、速やかに適切な機関に相談しましょう。
- 地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取組みに参加し、協力しましょう。
- 保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に協力しましょう。

地域でできること

- 災害時の避難や支援がスムーズにできるよう、防災について、地域や家庭内で話しましょう。
- 生活で課題となっていることを把握し、解決に取り組みましょう。
- 各種団体が連携して、災害時の見守り・安否確認の体制の充実に努めましょう。
- 地域で虐待の可能性があると見受けられる場合、村役場への通報を行うか、対象となっている方の情報を窓口につなぎましょう。
- 「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加しましょう。
- 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる団体に連携しましょう。

具体的な取組み

地域防災体制の強化

社協の役割

- 日頃から防災・減災の意識啓発に取り組むとともに、関係機関との連携や職員研修を行います。
- 災害時における、要援護者の避難支援体制を整備します。

行政の役割

- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成体制を確立し、制度の理解と協力を求める取り組みを進めます。
- 大雨や台風時に防災行政無線やホームページ等を活用し、適切な防災情報、避難情報を迅速に発信します。
- 自主防災組織のさらなる体制強化と育成に努めます。
- 住民の防災意識の向上を図るため、村広報誌や講座等を通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
- 様々な対象者や状況に対応した防災訓練や避難所運営を行います。

地域での安心体制づくり

社協の役割

- 福祉座談会などを活用し、地域課題や生活課題に対応した活動の推進に努めます。

行政の役割

- 消費者被害防止のための啓発や関係機関との連携強化に取り組めます。
- 交通安全協会等との連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。
- 犯罪のない明るく住みやすい地域社会を目指し、地域防犯活動を支援します。
- 住民一体となった救急救命活動の重要性や AED(自動体外式除細動器)の使用方法について、周知・啓発を行います。

社協の役割

- 権利擁護事業の周知を図り、対象となる方の情報を窓口につなぎ、虐待の防止に努めます。
- ケース会議や各福祉分野の協議会等に参加し、虐待や虐待と思われる情報を共有し、専門機関へとつなげます。
- 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待問題について、虐待に該当するケースや、虐待につながりうるケースの周知・啓発を行うなど、研修等の機会の充実を図ります。

行政の役割

- 虐待防止に向けた地域づくりの推進や虐待を受けている人の早期発見、適切な支援について検討します。
- 虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と、窓口の機能充実を図ります。
- 虐待の被害にあった人を保護した場合、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

平成 27 年以降、全国的に刑法犯の認知件数が減少し検挙件数が減少する一方で、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は増加傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

国においては、再犯の防止等の推進に関する法律を平成 28 年に制定し、地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されました。

本村においても、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、本計画と再犯防止推進計画を一体的に策定し、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、一人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う社会の実現を目指します。

社協の役割

- 民生委員・児童委員などと連携した心配ごと相談の実施や、生活福祉資金の貸付など、罪を犯した人の立ち直りのため、必要な支援に取り組みます。

行政の役割

- 犯罪をした者等の就労・住居の確保のための取組みを実施します。
- 「社会を明るくする運動」等の再犯防止や更生保護に関する取組みの周知や理解の促進を図ります。
- 罪を犯した人だけでなく、高齢者や障がいのある人を含め、誰もが適切な保健福祉サービスが受けられるよう、支援を必要とする人のニーズに応じたサービス提供体制を確保します。
- 学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。
- 再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組みについて、国や県との連携を強化します。

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利の保護及び生活の支援をする制度です。本村においては、今後の人口減少、高齢化に伴い、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助等の権利擁護に関する相談が増加していくことが考えられます。そのため、制度の利用を必要とする人が成年後見制度を適切に安心して利用できるよう、相談窓口や利用促進のための体制整備とともに、住民への周知・啓発に向けた取組みが必要です。国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることが示されました。さらに、市町村の講じる措置として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが明記されました。

本村においても、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、椎葉村成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に取り組めます。

社協の役割

- 必要に応じて日常生活自立支援事業利用者が成年後見制度へ適切に移行できるよう支援します。
- 「社協だより」などを活用し成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の理解を深めるため、講座や学習会の開催に努めます。
- 法人後見事業の実施に向けた体制整備に努めます。

行政の役割

- 成年後見事業について、村広報誌での周知・啓発に努めるとともに、市民後見人の養成に向けた取組みを社協と協力して進めます。
- 中核機関の設置について、近隣市町村との協議を進めます。
- 国のイメージする、チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域ネットワークの構築に向けた検討を進めます。
- 制度の利用にあたっては、親族、医療・介護、福祉等の関係者によるチームを形成し、適切な総合的支援が行えるよう取り組めます。
- 権利擁護や成年後見制度を担う人を確保するとともに、担い手の育成や担い手への支援を行います。
- 費用負担能力や身寄りのない人などでも成年後見制度を安心して利用できるよう、申立費用や後見人等の活動に対する費用の助成等の支援を行います。

3-2 地域における生活環境(居住福祉)の整備・充実

取組みの方針

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、あらゆる人の社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことが大切です。国では、平成 12 年に交通バリアフリー法を施行して以降、駅構内へのエレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置や、運賃表、ホームへの案内板の点字表示等、公共交通機関のバリアフリー化を進めています。

本村においても、地域住民の日常生活を送るうえでの様々な障壁を取り除くためのバリアフリー化の推進や住居の確保に努めます。

住民・地域でできること

- 住み慣れた地域において、円滑な移動ができないといった状況を把握し、身近なところからバリアフリー化の推進につなげましょう。

具体的な取組み

住まいの提供

行政の役割

- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる住まいづくり、環境づくりを推進します。
- 在宅サービスの提供体制の充実とあわせ、高齢者や障がい者が、住みやすい住環境の整備に努めます。
- 地域の集会センターなど、地域の様々な資源を活用した地域活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりに取り組みます。

ユニバーサルデザインの推進

行政の役割

- 高齢者、障がい者などが長く安全に居住できるよう、住戸・共用部・屋外のバリアフリー化を進めます。
- 公営住宅や公共施設の改良・改善・整備にあたっては、高齢者、障がい者などの生活に配慮した土地の選定や外装・内装の工夫を行います。
- 高齢者、障がい者を含むすべての人の安全かつ円滑な通行を確保するため、公共の道路のバリアフリー化を推進します。
- 既設道路の改修にあたっては、通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造に改良します。
- 福祉車両等の安全な走行のため、落石の除去や穴の補修に迅速に対応します。
- 高齢者・障がい者の在宅での自立した生活を支援するため、住居の改修に関する必要な助言と援助を推進します。

計画の取組指標

基本方針 1 すべての人が支え合える地域づくり

1-1 日常生活(自立生活)支援に向けたサービスの充実

項目	現状値(R3)	目標値(R8)
認知症サポーター養成講座年間延べ参加者数	16人	50人
いきいきふれあいサロンの年間延べ参加者数	1,714人 (R元年度)	1,500人 以上を維持
住民主体の「集の場」の数	3カ所	5カ所

1-2 地域福祉活動の担い手づくり

項目	現状値(R3)	目標値(R8)
ボランティア年間延べ参加者数	175人	200人

1-3 福祉のネットワークと基盤づくり

項目	現状値(R3)	目標値(R8)
包括的な相談支援体制の構築に向けた全庁的な連携強化会議の実施	未実施	実施
民生委員・児童委員による要配慮者の一斉訪問活動の実施	年2回開催	年2回開催

基本方針 2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

2-1 福祉サービスの推進

項目	現状値(R3)	目標値(R8)
子育てに関する講座の開催回数	無	2回/年
アンケート調査「障がい者が社会に参加し、安心して暮らせる」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	42.9%	55.0%
(再掲) いきいきふれあいサロンの年間延べ参加者数	1,714人 (R元年度)	1,500人 以上を維持

2-2 情報提供・総合相談体制の充実

項目		現状値(R3)	目標値(R8)
心配ごと相談の実施回数		毎月実施	毎月実施
アンケート調査「困った時にすぐに相談できる」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	60代	61.9%	71.9%
	70代	65.0%	75.0%
	80代	61.0%	71.0%

基本方針3 安全で安心して暮らせる地域づくり

3-1 地域での安心体制づくり

項目	現状値(R3)	目標値(R8)
アンケート調査「すべての人の人権が守られている」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	47.2%	70.0%
アンケート調査「権利侵害を見聞きしたことがあるか」に「ある」と回答した割合	11.5%	0%
防災訓練の実施	実施	毎年実施
成年後見制度に関する広報しいばでの周知回数	無	2回/年
アンケート調査で成年後見制度を「名前も内容も知っている」と回答した割合	28.6%	50.0%
中核機関の設置	無	有

3-2 地域における生活環境(居住福祉)の整備・充実

項目	現状値(R3)	目標値(R8)
アンケート調査「住まいや地区の生活環境がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	61.8%	67.0%

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、行政・社協・事業者・関係機関・住民等の協働が欠かせません。それぞれが専門性を活かし、主体性を持ちながら、包括的に取り組むことが重要です。

(1) 村の役割

本計画の推進にあたり、住民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、地域福祉の推進に向け、本計画の周知を図るとともに、事業の効果等を踏まえ、地域づくりに資する事業の一体的な実施に向け、庁内だけでなく住民や各関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 社協の役割

社協は、社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、村をはじめとする関係団体と連携のもと、村全体の地域福祉活動をコーディネートし、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組みを推進していきます。

(3) 地域の役割

自治会などの各種団体については、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた地域住民主体の取組みを行う上で、最も身近で基盤となる組織です。

今後は、地域の特性や課題を住民同士で共有し、様々な世代が地域運営や地域福祉活動への関心を高め、参加していただけるような運営を行うため、様々な機関と協力していくことが求められています。

(4) 地域で生活する住民一人ひとりの役割

地域住民は、これからの地域福祉の担い手として期待されており、その役割の重要度はますます高まっています。今後は、住民一人ひとりが、生活する地域への関心を高めていくとともに、地域の課題や特性などを意識し、地域福祉の推進を担う地域社会の構成員の一員として自覚し、可能な範囲からの地域福祉活動に参加していくように努めることが求められています。

2. 計画の進行管理

本計画の推進や進行管理においては、福祉関係団体や介護・福祉サービス事業者、住民や専門的知見を有する有識者などから構成される検証のための組織において、外部の視点からの評価も併用しながら、計画の進行状況を適宜点検・見直しを行い、改善に努めていきます。

資料編

1. 椎葉村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める椎葉村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため椎葉村地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、村長をもって充てる。

3 副委員長は、副村長をもって充てる。

4 委員は、次(別表)に掲げる者をもって構成される。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事務について所掌する。

1 計画の策定に関すること。

2 その他必要な事務

(任期)

第4条 委員の任期は、第3条の所掌事務が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を行う。

4 委員長は、必要に応じ随時関係職員を会議に参加させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は福祉保健課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年度4月1日から施行する。

2. 椎葉村地域福祉計画策定委員会名簿

役職名	所属団体など役職	氏名
委員長	椎葉村長	黒木 保隆
副委員長	椎葉村副村長	椎葉 和博
委員	椎葉村議会議長	岡村 正司
	椎葉村教育委員会教育長	柚木 和浩
	特別養護老人ホーム平寿園園長	黒木 武人
	日向警察署椎葉駐在所所長	有村 隆太
	椎葉村民生委員児童委員協議会会長	椎葉 豊
	椎葉村消防団団長	椎葉 吉人
	椎葉村身体障害者福祉協議会会長	河口 吉弘
	椎葉村社会福祉協議会事務局長	山本 圭吾
	椎葉村国民健康保険病院院長	吉持 厳信
	椎葉村区長会会長	椎山 操
	椎葉村老人クラブ連合会会長	那須 清重
	椎葉村学校長会会長	藤原 裕司
	椎葉村地域婦人連絡協議会会長	甲斐 ミハル
椎葉村青年団連絡協議会会長	椎葉 栄一	

(敬称略)

第2期椎葉村地域福祉計画・椎葉村地域福祉活動計画

令和4年3月

発行：椎葉村役場福祉保健課 TEL：0982-68-7512

椎葉村社会福祉協議会 TEL：0982-67-2275

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762-1